

放課後子ども教室と放課後児童クラブの違い

★放課後子ども教室★

【目的】

安全・安心な子供の活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う。

【事業の法的位置づけ】

社会教育事業（法的な位置づけなし）

【対象児童・実施場所・利用料】

対象児童	すべての小学生
実施場所	原則学校の余裕教室
利用料等	無料

【スタッフ】

- 安全管理員（地域ボランティア）
- 子どもの見守りが中心

【提供される内容】

- 安全、安心な遊びの場所
- 体験活動
（スポーツ体験、お菓子作り、工作、農業体験等）

【運営形態】

出欠確認	確認する（不参加の場合でも確認はしない）
時間	授業日：17時頃まで（最低開設時間なし） 休業日：ほとんど実施しない
開設日数	授業日を含む1日以上（平均約2日）
児童数	上限なし
帰宅	自主的に帰宅（自己責任）
保護者との連絡	一般的なお知らせのみ

【国の所管】 文部科学省

★放課後児童クラブ★

【目的】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ放課後の生活の場を提供し、保育を行う。

【事業の法的位置づけ】

児童福祉法第6条の2第2項に規定された社会福祉事業

【対象児童・実施場所・利用料】

対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（概ね10歳未満）
実施場所	児童館・児童センター、公民館、借家、小学校の余裕教室等
利用料等	原則有料

【スタッフ】

- 児童厚生員となり得る資格を有する者1名以上
- 子どもたちの親代わり

【提供される内容】

- 家庭に代わる生活の場所（宿題、昼寝、食事）
- 保護者に代わる生活指導（しつけ、掃除等の指導）
- 健康管理（病気の際の看護等） ○ おやつを提供

【運営形態】

出欠確認	確認する（無断欠席の場合、必ず確認）
時間	授業日：19時頃まで（最低3時間） 休業日：8:30頃～19:00頃（最低8時間）
開設日数	授業日、長期休業日は基本的に毎日
児童数	70人を目安とする
帰宅	保護者の迎え（直接引き渡し）
保護者との連絡	児童ごとの個人連絡帳等による確認

【国の所管】 厚生労働省